

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
(あて先)		所在地		〒		特別徴収義務者 指定番号			
水戸市長		フリガナ				宛名番号			
令和 年 月 日提出		氏名又は名称				担連絡者先		所属	
〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		個人番号 又は法人番号				氏名		電話	
						内線 ()			

給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法					
	氏名													
	生年月日	年	月							日				
	個人番号													
	受給者番号										月	年		
	1月1日 現在の住所										月	日		
異動後の 住所			円	円	円									

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号
	所在地	〒	担当者連絡先
	フリガナ		所属
氏名又は名称		氏名	電話
		内線 ()	
		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
		右から 番号を 記入	

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	_____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
	<input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
		月 日	円

3. 普通徴収の場合		※水戸市記入欄	
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	現年度	新年度
	<input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
<input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため			

用紙はコピーしてお使いください。

記入例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
(あて先)		所在地	〒310-8610 水戸市中央〇丁目〇番地〇号							
水戸市長		フリガナ	〇〇 ショウジ							
令和 6年 8月 10日 提出		氏名又は名称	(株) 〇〇 商事							
〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載						
		特別徴収義務者指定番号	7 1 2 3 4 5 6 7 8 9							
		宛名番号	00001							
		所属	経理課							
		氏名	鈴木一郎							
		電話	029-224-1111 内線 (1611)							
給与所得者	フリガナ	ヤマダ ハナコ		異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法				
	氏名	山田 花子								
	生年月日	1981 年 8 月 22 日					特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7								
	受給者番号	ABC12345					6 月から 7 月まで	8 月から 5 月まで	令和6年 1 月 7 月 31 日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日現在の住所	水戸市桜川〇-〇-〇								
異動後の住所	日立市水本町〇-〇-〇		120,000円	20,000円	100,000円					

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を	
特別徴収義務者指定番号	7 0 0 0 0 0 0 0 0 0	新規	法人番号
所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番地		8 月分 (翌月10日納入期限分) から
フリガナ	〇〇 ショウジトウキョウシテン		徴収し、納入するよう連絡済みです。
氏名又は名称	(株) 〇〇 商事 東京支店		受給者番号
	担当者連絡先	所属	経理課
		氏名	山本太郎
		電話	029-232-9138 内線 (104)
		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、	
理由	1. 異動が令和 6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	8 月 25 日
		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	100,000 円
			8 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合		※水戸市記入欄	
理由	1. 異動が令和 6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	現年度	新年度

◎記入項目について
 黒枠内：共通記載
 青枠内：特別徴収継続の場合
 緑枠内：一括徴収の場合
 赤枠内：普通徴収の場合

◎提出期日
 異動があった月の翌月10日までに提出してください。期日までに届いた異動届に係る特別徴収税額の決定・変更通知書をその月末に送付します。

◎転職等の場合
 納税者 (従業員等) が新しい勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、必ず事前に新勤務先の経理担当者等に連絡した上で、「給与所得者異動届出書」の「新しい勤務先 (特別徴収義務者)」欄の所在地、氏名又は名称、担当者連絡先、月割額及び徴収開始月を記入して提出してください。

◎令和7年1月1日から4月30日までの間に退職・休職等をした場合
 5月31日までに支払われる予定の給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは、一括徴収することが義務付けられています。

◎令和7年1月から5月までの異動届について
 令和6年度市民税・県民税・森林環境税を課税している市区町村と令和7年度給与支払報告書を提出する市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に異動届を提出してください。

